

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「意思決定のスピード化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティの充実」を高め、企業活動を推進することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。株主の権利をはじめ顧客、取引先、従業員等のすべての全てのステークホルダーの利益を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくために誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ユナイテッド株式会社	510,000	19.44
矢田 峰之	443,500	16.91
タキオン野心満々投資事業有限責任組合	208,000	7.93
加藤 順彦	165,000	6.29
庄子 素史	137,000	5.22
株式会社SBI証券	77,000	2.93
SBIアドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合	68,600	2.61
SBI-KLab Startup1号投資事業有限責任組合	68,500	2.61
佐藤 幹雄	53,000	2.02
杉本 太一朗	48,800	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 ———

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

ユナイテッド株式会社により平成28年5月13日付で大量保有報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 3月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

100億円未満

直前事業年度における(連結)売上高

更新

直前事業年度末における連結子会社数

更新

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	11名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
若山 健彦	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若山 健彦	○	—	上場企業の取締役を歴任しており、その豊かな経験・幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行い、内部監査担当者から内部監査の状況に関して報告を受けることで、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。
内部監査担当者は、会計監査人及び監査役と連携し、定期的な会合を開催して意見交換を行い、会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査実施内容を共有することによって相互の連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
田原 沖志	他の会社の出身者														
樋口 節夫	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田原 沖志	○	——	長年企業の経理財務担当役員として勤務しており、幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
樋口 節夫	○	——	公認会計士としての高度な専門的知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員のうち、3名を当社独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新** スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業務向上の意欲や意識を高めること、また、当社株主と付与対象者の利害を共有することで業績及び企業価値の向上を図ることを目的とするために、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員のみならず役職員が当社株主と付与対象者の利害を共有することで、業績及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しておりませんので、個別の役員ごとの記載を省略しております。取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会での審議に基づいて決定しております。
監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、社長室、財務経理本部、人事総務本部で行っております。
取締役会の資料は、原則として事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保しております。
社外監査役に対しては、常勤監査役から監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

企業統治の体制の概要

取締役会

当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、部門長会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

部門長会議

部門長会議は、社長の諮問機関として、常勤取締役、常勤監査役及び各取締役が指名する部門管理者で構成されております。原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

内部監査担当者

内部監査担当者(1名)は、内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外から代表取締役社長が内部監査担当者を随時任命し、業務監査を実施しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社です。

取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会では毎回活発な議論が行われています。また、取締役7名のうち1名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しています。

監査役は、監査役3名のうち2名が社外監査役とすることで、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っています。

以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、決算業務の早期化により株主総会の集中日を避けた早期日程を設定しております。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、4月29日に招集通知を当社コーポレートサイトへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会(インターネットでの実施を含む)を実施し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算発表日にあわせてアナリストや機関投資家向けの説明会(もしくは訪問)を実施し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針等について説明することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の透明性の向上と、コンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス憲章」を制定し、全社に周知・徹底いたします。
- (b) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンスの意識の維持・向上を図ります。
- (c) 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長から任命された内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査担当者は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
- (d) 健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を随時閲覧できるものといたします。

損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全体的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として月1回開催し、リスクの評価、対策等、広範的なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と、早期発見に努めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。
- (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図ります。

当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 関連会社規程に基づき、関連会社の管理を行います。
- (b) 取締役会は、経営計画を決議し、社長室はその進捗状況を代表取締役社長に報告いたします。
- (c) 内部監査担当者は、当社及び関連会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせます。

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものといたします。
- (b) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会のほか部門長会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求められます。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告いたします。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。

その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
- (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- (a) 社内規程等を作成し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組みます。
- (b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。

反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- (a) 「反社会的勢力対策規程」などの関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組みます。
- (b) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行います。
- (c) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組みます。
- (d) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

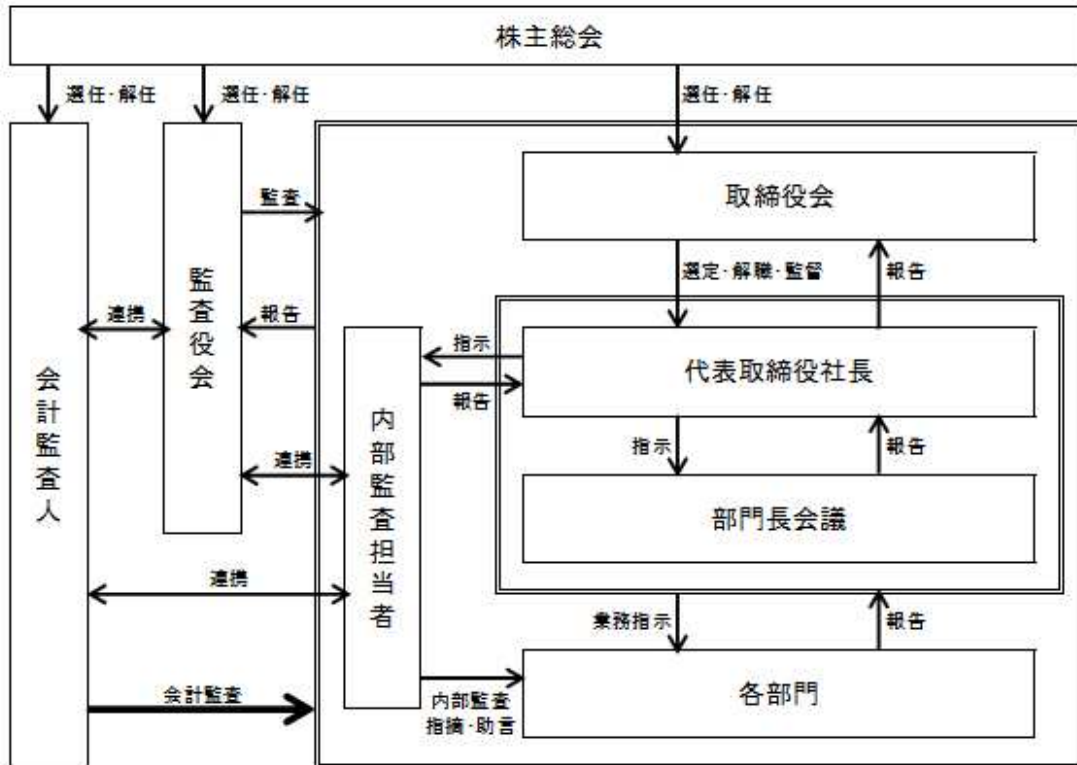
なし

該当項目に関する補足説明 更新

買収防衛策を導入しておりません。また、その導入予定もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告されます。